

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、香川町南部土地改良区から役員
の退任及び就任について次のとおり届出があった。

令和3年6月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	大西 隆三	高松市香川町川東下228番地1	令和3年3月28日
〃	小原 輝夫	〃 〃 〃 1242番地	〃
〃	眞鍋 敬三	〃 〃 〃 1426番地	〃
〃	土居 昭敏	〃 〃 川東上981番地1	〃
〃	山田 文雄	〃 〃 〃 1071番地1	〃
〃	能祖 壽一	〃 〃 〃 1327番地	〃
〃	高德 通晴	〃 〃 〃 1536番地	〃
〃	柏 時夫	〃 〃 〃 1839番地1	〃
〃	中妻 富男	〃 〃 〃 717番地	〃
〃	赤松 貞廣	〃 〃 川内原730番地1	〃
〃	三好 義夫	〃 〃 〃 1393番地	〃
〃	松尾 博隆	〃 〃 安原下第3号1881番地	〃
〃	岡 良彦	〃 〃 〃 第1号58番地2	〃
〃	馬場 彰文	〃 〃 東谷60番地	〃
〃	松浦 秀明	〃 〃 〃 846番地	〃
監 事	能祖 和仁	〃 〃 川東下937番地1	〃
〃	土居 博	〃 〃 川東上995番地1	〃
〃	赤松 孝	〃 〃 川内原759番地	〃

2 就任した役員

役員の種類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	能祖 和仁	高松市香川町川東下937番地1	令和3年3月29日
〃	小原 輝昭	〃 〃 〃 1242番地	〃
〃	眞鍋 敬三	〃 〃 〃 1426番地	〃
〃	向井 知英	〃 〃 川東上2202番地2	〃
〃	山田 文男	〃 〃 〃 24番地1	〃
〃	土居 博	〃 〃 〃 995番地1	〃
〃	土居 昭敏	〃 〃 〃 981番地1	〃
〃	楠 敏幸	〃 〃 〃 1172番地1	〃
〃	中妻 富男	〃 〃 〃 717番地	〃
〃	赤松 貞廣	〃 〃 川内原730番地1	〃
〃	三好 義夫	〃 〃 〃 1393番地	〃
〃	松尾 博隆	〃 〃 安原下第3号1881番地	〃

理事	松浦 宏二	高松市香川町安原下第1号171番地	令和3年3月29日
〃	馬場 彰文	〃 〃 東谷60番地	〃
〃	松浦 秀明	〃 〃 〃 846番地	〃
監事	井口 貞夫	〃 〃 川東上1444番地2	〃
〃	赤松 孝	〃 〃 川内原759番地	〃
〃	谷井 浩	〃 亀田町393番地4	〃